

ここから始める被害対策！

有害鳥獣捕獲補助者となるための講習会

市内では、野生鳥獣の出没や農作物被害が近年増加傾向にあり、水稲の踏み倒し・柿の食害等の農作物被害や、集落への出没が問題となっています。これらの被害を防ぐために必要な対策の一つである有害鳥獣の捕獲について、一般市民の方も鳥獣被害対策実施隊の補助として、わな設置や見回り等の補助ができる補助者制度を実施するため、講習会を開催いたします。

有害鳥獣捕獲への関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

と き 令和7年9月25日（木）午前9時～正午

と ころ 喜多方市役所 ホール棟2階 大会議室

内 容 ①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
②捕獲等対象鳥獣の生態
③使用する猟具の取扱方法

参加対象 どなたでもご参加できます

事前にお電話にて
お申込ください。

<お申込み先>

喜多方市 市民生活課 有害鳥獣対策室	(0241-24-5261)
熱塩加納総合支所 住民課市民サービス班	(0241-36-2113)
塩川総合支所 住民課市民サービス班	(0241-27-2400)
山都総合支所 住民課市民サービス班	(0241-38-3825)
高郷総合支所 住民課市民サービス班	(0241-44-2113)